

宇個審答申第30号  
令和3年6月22日

宇治市消防長 梅永 聖児 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長 松岡 久和

実施機関における個人情報の取扱い（本人以外からの個人情報の収集）について（答申）

令和3年6月22日付け、3字消指指第109号により諮問のありました個人情報の取扱いについて、下記のとおり答申します。

#### 記

諮問のあった本人以外からの個人情報の収集については、当該事業の実施にあたり、本人以外から収集することについて相当の理由があると認められるため、別表を本人以外からの収集の例外類型事項整理番号23として追加することが妥当であると認められる。

別表

整理 番号	事務の種類	本人以外からの収集が適当であると認める理由
23	<p>災害現場記録用カメラを使用するにあたって、カメラで撮影された映像及び音声に含まれる個人の容姿、個人が所有する自宅、個人の発言等の個人情報を収集すること。</p>	<p>災害現場記録用カメラによる撮影の性質上、被撮影者から個別の同意を得ることは困難であるが、撮影された映像及び音声を活動状況の事後検証のための災害現場活動検討会及び研修に用いるためには、個人の容姿、個人が所有する自宅、個人の発言等の個人情報を収集することが避けられない。</p> <p>ただし、次のすべての事項を満たす場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害現場記録用カメラで撮影された映像及び音声を確認する者及びそのデータを取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。</li> <li>(2) 映像及び音声の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。</li> <li>(3) 映像及び音声の保管期間は、使用目的を達成するために必要最小限とし、保管期間を経過した映像及び音声は確実に消去するか又は廃棄すること。</li> <li>(4) 映像及び音声を災害現場活動検討会及び研修に用いる場合は、必要に応じて、個人を識別できないよう配慮すること。</li> </ul>